

第1章 互助会のしくみ



1 設立の趣旨

- ・地方公務員法第42条に規定する「その他の厚生制度」を実施する県的連合団体として設立しました。

設 立 … 昭和61年4月1日「長野県町村職員互助会」 名称変更 … 平成15年3月4日「長野県市町村職員互助会」(市町村合併に対応)
--

- ・厳しい市町村財政の中で、市町村職員のスケールメリットを生かし、職員の相互共済及び福祉増進のための福利厚生施策を充実し、より効率的に推進するための団体です。
- ・市町村から委託を受けた事業の効率的な運営管理と、職員の厚生制度の充実を図ることで、公務能率の一層の向上と住民に対する行政サービスの維持・向上に資することを目的としています。

2 組織の現状

長野県内の市町村、一部事務組合、広域連合及び市町村の関係団体(以下「市町村等」という。)並びに当該市町村等に勤務する職員で組織しています。

【令和8年4月1日現在】

市町村…56団体 6,927会員 一部事務組合・広域連合・関係団体…76団体 3,981会員	} 計 132団体 10,908会員
---	--------------------

3 組 織 図

長野県市町村職員互助会

